

第25回期

第25回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年7月17日（木） 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員（委員9人・推進委員9人）

会 長	10番	白川 清一
会長職務代理者	9番	酒井 秀忠
委 員	1番	兼子 泰彦
同	2番	高坂 和幸
同	3番	須藤 孝夫
同	4番	藤田 保幸
同	6番	鈴木 啓
同	7番	須藤 一二
同	8番	小針 充則
推 進 委 員	（ 簗 輪 ・ 袖 山 ）	関根 盛夫
同	（ 中 根 松 ）	会田 信二
同	（ 大 草 ）	斎藤 良文
同	（小貫・太田輪）	薄井 常義
同	（里白石・福貴作）	須藤 寿行
同	（里白石・福貴作）	鈴木 政吉
同	（ 山 白 石 ）	我妻 伸司
同	（ 山 白 石 ）	岡田 勇弥
同	（東大畑・畑田）	小室 一男

4 欠席委員（委員1名）

委 員	5番	富永 勉
推 進 委 員	（ 浅 川 ・ 滝 輪 ）	緑川 孝雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

1件

議案第65号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員
事務局長 関根 恵美子
主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第25回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日もご多忙のなか、ご参集頂き誠にありがとうございました。 先週から雨模様の日が続いておりますが、天気予報を見てみますと、 いよいよ明日あたりから晴れマークが続き気温も相当上がるようです。 梅雨明けとも言われております。どうか皆さん、体調管理と農作物の管 理に十分気を付けて頂ければと思います。 今週末は参議院の選挙が予定されております。期日前の投票もやって おりますので棄権することなく我々農業者のためになるような一票を 投じて頂ければ幸いと考えております。 本日の議案ですが、63号、64号の2件でございます。本日も、皆 様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして挨拶いたします。
会 長	本日の出席委員は10名中9名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりま すので、第25回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委 員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、2番、高坂和幸委員、3番、須藤孝夫委員を指名い たします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第64号、農地中間管理事業の推進に 関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に 対する意見決定についての議案に移りますが、その前に議案第64号の ①から②はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思いま すがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議案第64号①から②は一括審議とします。 それでは、議案第64号、農地中間管理の推進に関する法律第19条

事務局長	第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。 （議案第64号①～②朗読） 続けて補足説明いたします。本案件は、農地中間管理事業に伴うものです。 内容としましては、農地中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けた農地を、受け手へ分配する案となっております。 この促進計画については農地中間管理機構が定めるものであり、内容に関して意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通して県に提出され、県知事の認可後に公告されることとなります。 ①は農地の出し手である****さんから農地中間管理機構へ貸し付ける案、②が農地中間管理機構から****さんが借り受ける案となっております。 受け手については、棚倉町****地区にて水稻作付を中心に事業を行う農業法人で、農地所有適格化法人に該当します。当該農地については、昨年度まで所有者である****さんが耕作していましたが、居住地が同じ****地区であること、また****地区と****地区が隣接しており経営規模拡大に好条件の土地であることから受け手に農地集積する促進計画が提出されました。 促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定される、継続的な農業経営状況、従事日数、対象農地の賃借権の設定等を受けるすべての者の同意が得られていること等の要件をすべて満たしていると思われます。以上です。
会 長	この促進計画に対して簗輪・袖山地区推進委員、関根盛夫委員の意見を求めます。
関根委員	簗輪・袖山担当推進員の関根です。 議案第64号、農用地使用集積等促進計画（案）①～②についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 貸付人、（住所）、****さん。借受人、（住所）、****さん。以下記載のとおりです。 7月12日午前9時より、地区副担当の兼子委員及び貸付人、借受人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。 事務局から説明があったとおり、今回賃借権の設定を受ける****さんについては、水稻を中心に生産している農業法人で、現在の作付面積は****ヘクタールです。 また、貸付人は高齢で、今まで通りの耕作は厳しいとの話がありました。 借受人の経営状況からみて、農地中間管理事業の推進に関する法律第

会 長	18条第5項の要件をいずれも満たしていると思われ、今回の促進計画案は問題ないものと考えます。以上です。 事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第64号①から②について質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、農業委員の採決をとります。 議案第64号①から②について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第64号、農地中間管理の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）①から②については許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第65号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	（議案第65号朗読） 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、県が定める方針に基づき、地域の実情を踏まえて市町村が独自に定めるものとなっており、農政の推進目標として策定されます。おおむね5年ごとに見直しを行うこととされており、前回は令和2年度に見直しを行いましたので、今年が5年目となっております。 内容につきましては、お手元の新旧対照表のアンダーラインが引いてある箇所が変更点となっております。議案送付時に委員さんから質問あった内容についても、合わせて説明いたします。 3ページ目の目次、及び31ページ目に本文が記載されております「4 利用権設定等促進事業に関する事項」につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部が改正されたことに伴い利用権設定が廃止され、令和7年4月以降の農地の貸し借りが農地中間管理機構を経由した貸借に一本化されたことにより、関連する項目を全て削除しております。 8ページは認定農業者の数値目標、12ページは新規就農者の数値目標となっておりますが、労働時間については、厚生労働省の資料を参考に、地域その他産業並みの手間、労働時間の水準を達成することを目標に設定されており、県の指針どおり1,800時間を目標として、さらに省力化を図ることを目標とするところです。 また、所得目標については、認定農業者の実態、目標値を集計し、設定しました。県の指針においては、目標値が460万円となっており、他産業従事者の平均から算出していますが、そもそも浅川町の所得目標は、県の7割程度を目標値としており、今回は目標値をクリアできていること、また、主食用米の買い取り価格が高くなったことから、今回は、

	所得目標値を50万円あげて350万円としたところです。 12ページの新規就農者の所得目標値は、8ページの認定農業者の所得目標を50万円あげて350万円としたことにより、その7割の数値、245万円となっております。 13ページ及び16ページには、本町における営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指針が記載されております。 主な変更点としては、主食用米の価格高騰などの動向を踏まえて飼料用米の栽培面積が減、主食用米の栽培面積が増となっております。第2の表においては、実態として飼料用米より食用米のほうが、多く作付けされていることから類型の変更を行いました。直播においては、現行値のクリアではなく、食用米を増やすという意味あいであり、実態に沿った安定的な農業経営指針としての数値指針としております。なお、こちらにつきましては、現在、県中農林事務所、須賀川農業普及所と協議中であります。 13ページの左側、変更後の表の③ですが、水稻820アールは800アールの誤りですので訂正をお願いいたします。 その他、県の方針及び本町の実情に合わせて数値や文言の整理をしております。 今後のスケジュールに関しましては、農業委員会より提出する意見書を併せて、農政課から県に事前協議を行い、10月頃までに決定される見込みです。なお、県との事前協議の結果今回お示ししている案から細かい数値等が変更となる場合がありますのでご承知おきください。以上です。
会 長	事務局より説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第65号について質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、農業委員の採決をとります。 議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第65号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見決定については許可相当と意見決定いたします。
会 長	次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。 無ければ事務局より連絡事項をお願いします。
事務局長	①次回総会8月18日（月）午後1時30分からの予定です。総会終了後に、農地利用状況調査を実施します。 ②6月の活動記録簿を提出してください。
生田目主査	令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についてお知らせ

会 長 事務局長	せします。今年度の開催日は9月11日木曜日、場所はビックパレットふくしまとなっております。当町の参加可能人数は、事務局を含め5人までとなっておりますので、参加希望の方は事務局生田目までご報告お願いします。参加者が集まらない場合は、今まで参加したことのない委員さんに個別にお声掛けさせていただきますのでご検討よろしく願いいたします。 それでは、以上を持ちまして第25回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。 ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。
------------------------	--

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)